

給付額

1世帯当たり
3万円

住民税非課税世帯へ給付金を支給

物価高騰に伴う住民税非課税世帯支援給付金

給付対象となる世帯

- 基準日(令和5年6月1日)時点で市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税の世帯
- ※住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯を除く

詳しくはこちらから

- 市HP  検索1030203をご覧ください



申請方法

令和5年1月1日以前より本市に居住している世帯

- 7月13日より確認書を順次発送しています
- 期限を過ぎると、受給を辞退したものとみなされ給付できません
- 世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合は確認書が届かないため、右記をご参照ください

令和5年1月2日以降本市に転入した方がいる世帯

- 確認書を送付しないため申請が必要です
- 申請書に必要事項を記入し、必要書類を同封のうえ郵送でご提出ください※申請書は市HPからダウンロード可。郵送を希望する方は、コールセンターにご連絡ください

申請期限

令和5年10月31日(火)必着

手続きに関する問い合わせ

市臨時特別給付金コールセンター
☎ (042) 325-0263

8:30~17:00※土日祝日を除く 注7月22日・29日(土)は受付可

給付金に便乗した詐欺に注意



怪しいと思ったら

小金井警察署
☎ (042) 381-0110
警察相談専用電話
#9110

→生活福祉課(市臨時特別給付金コールセンター) ☎ (042) 325-0263

水銀を含むごみは有害ごみです

6月4日・5日に、もやせるごみの中に水銀を含むごみが混入し、浅川清流環境組合の定める公害防止基準値(*)を超える水銀濃度が一時的に測定されました。組合の定める停止の基準を超過した場合、施設の稼働停止やごみ搬入停止になります。水銀を含むごみは有害ごみに出してください。詳しくは、組合HP <https://cms.upcs.jp/asakawa/> で確認できます。


(*)排気ガスに含まれる水銀などの有害物質をできる限り排出しないために、国が定める環境基準よりも厳しい50μg/m³に設定

主に水銀が含まれているもの



→環境対策課 ☎ (042) 300-5300

住宅用太陽光発電機器等設置助成金の補助金額を拡充

- 対市内に住宅を所有している個人・法人で、令和5年度中に対象機器の設置・申請を行う方※住宅の所有者が申請者/事業所が併設されていても、住宅としての延べ床面積が2分の1を超えている場合は対象/全量売電の場合は対象外
- 申対象機器の設置後、令和6年3月29日(金)までに、必要書類を直接まちづくり計画課(国分寺駅北口事務所)へ
- 注令和5年度に交付を受けた方には案内を送付。詳しくは市HP  検索1002416またはお問い合わせください



対象機器	助成金額	
	拡充前	拡充後
太陽光発電機器	発電量1キロワットにつき20,000円(上限80,000円)	発電量1キロワットにつき30,000円(上限150,000円)
住宅用燃料電池コージェネレーション機器(エネファーム)	一律40,000円	一律60,000円

→まちづくり計画課 ☎ (042) 314-9005